

広報

こうら



甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

読んで聞かせて（2月4日）

甲良西保育センターで絵本の読み聞かせ研修会開催。
お母さんが園児に優しく、わかりやすく絵本を読んでもらいました。
読み聞かせて難しいんですね。



4 町職員の給与と人事

10 65歳以上の方へ

8 定住自立圏構想

12 乳幼児健診カレンダー

2009

3

議 会

2月5日臨時議会において 甲良町議会の新議長および新副議長が決まりました。

新議長
やま だ じゅ いち
山 田 壽 一

住所 長寺599番地5
生年月日
昭和31年11月10日
当選回数 2回
政党 無所属



新副議長
はま の けい いち
濱 野 圭 市

住所 小川原630番地
生年月日
昭和32年3月27日
当選回数 1回
政党 無所属



協 定

災害時応援協定締結 (1月26日)

彦根市、愛知郡、犬上郡内の1市4町と6商工会が災害時応援協定に調印しました。
災害時応援協定とは、行政機関と民間事業者または他の行政機関との間であらかじめ協定書を交わし、すべてが不足しがちな災害時における人的物的支援を確保するためのものです。

大規模な災害が発生した場合、被災者への食料供給・生活物資の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧工事等の応急対策業務を迅速に実施するためには、民間事業者をはじめ各種団体の協力が不可欠なものとなっています。

いつ見舞われるかもしれない地震・風水害等の災害が発生した場合に備え「応急救援」と「食料・生活物資の調達」について、1市4町6商工会で協議を重ね、今回調印となりました。

今後は商工会加入各社に呼びかけ、実際に災害時に提供できる人的物的支援をリスト化して、災害への備えを進めていきます。



協定書に署名をする
(手前から) 多賀町長、甲良町長、豊郷町長、愛荘町長

視 察

島根県からようこそ (2月18日)

以前より交流のある島根県安来市(旧広瀬町)より、尼子歴史ツアーの一行が甲良町を訪問されました。町長から歓迎のあいさつを受けた後、勝楽寺、尼子土塁公園、尼子甲良神社など、尼子氏との関係地をまわられました。一行は新たな歴史と人との出会いを喜び、笑顔で甲良をあとにされました。

※尼子氏とは、戦国時代に山陰地方で勢力を振った、近江源氏佐々木氏の一族。佐々木高氏(道誉)の孫にあたる高久(たかひさ)が、現滋賀県犬上郡甲良町を領し、尼子を名のったことに始まる。

(ウィキペディアで検索)



佐々木道誉の墓石前で説明を聞く一行

中学校

甲良中野球部を体験 (2月14日)

スポ少の6年生16人(甲良東5人/甲良西11人)が、甲良中野球部の練習に参加しました。甲良中野球部は、冬でも厳しいトレーニングをし、まず1勝をめざして練習に励んでいます。勝負の結果のみ追い求めるのではなく、学校教育を基軸に据えた野球を続けています。

その先輩と一緒に、キャッチボールや守備・



指導者の指示を聞くスポ少参加者

打撃練習に取り組む姿は、スポ少では見られない、たくましさを感じました。

日頃とは違う練習内容に戸惑いがあったかもしれませんが、スポ少野球と中学野球の違いを体感したことで、改めて野球の楽しさと厳しさを感じとったことでしょう。



ソフトボールを使用しての打撃練習

研修視察

外国からまちづくり研修生 甲良町に来る

1月22日～24日 中米カリブ地域研修生

今年も在士に、中米カリブ地域から、住民主体のまちづくりを学びに2泊3日の行程で17名の研修生が来られました。

研修では、身近な暮らしにかかわる住民活動を考えるために、在士むらづくりの取り組みを見聞していただきました。

研修員と在士住民との意見交換会では真剣な話し合いが行われ、最終日の交流会では、歌有り、踊りありとラテンのにぎやかさにつつまれました。



在士住民との意見交換会



交流会の仕上げは江州音頭

2月12日 ネパールから 9名の研修生

ネパールでは、カースト制度という身分差別が制度としてはなくなりましたが、人の気持ちの中では、行き続けていて社会問題となっています。

そんなネパールから、これからのまちづくりには社会的に仲間はずれにされていた人(女性やダリットと呼ばれる差別されている人たち)の参加が必要と『人権のまちづくり』をテーマに甲良町の経験を聞きに来られました。



東小の取り組みを見学



夜は熱心な討論会

お知らせ **町職員の給与と人事の運営状況をお知らせします**

地方公務員法58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を公表します。
これは、町民皆さんに町職員給与などの実態を広く知っていただき、より一層のご理解が得られるよう行うものです。

給与の決まり方

一般職員の給与は国家公務員および近隣町とのバランスを考えたうえで、議会の審議を経て決まります。
特別職の報酬は、皆さんの中から選任された特別職報酬審議会の意見を聴いて、議会で議決されます。

職員数の管理について

事務の見直し、組織・機構の簡素化合理化などにより職員数を必要最小限に抑え、多様化する要望に対応していけるように適正な配置を心がけています。公表額は、税金や保険料などを差し引く前の額でいわゆる「手取り額」ではありません。

1 給与に関する状況

(1) 人件費の状況（平成19年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費 B/A
19年度	8,006人	3,400,200千円	63,383千円	930,689千円	27.4%

(2) 職員給与費の状況（平成19年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	104人	429,047千円	53,347千円	178,042千円	660,436千円	6,350千円

○職員手当には、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外手当などが含まれます
○給与費には、町長・議員・各種委員など特別職に支給される給与・報酬などは含まない

(3) ラスパイレス指数の状況

年度	ラスパイレス指数	
	一般職	技能労務職
H20.4.1 現在	91.0%	102.3%
H19.4.1 現在	91.8%	99.5%
H18.4.1 現在	91.9%	99.1%

※ラスパイレス指数とは、地方公務員の給与水準を表したもので、国家公務員行政職の給与水準を100とした場合のものです。

2 一般職の給料初任給等の状況（平成20年4月1日）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	47.0歳	352,100円	395,900円	技能労務職	53.9歳	291,400円	309,700円

※給与＝給料＋時間外手当＋通勤手当＋扶養手当＋管理職手当

(2) 職員の初任給の状況

区分	学歴	甲良町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	172,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

	学歴	経験年数				
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
一般行政職	大学卒	261,500円	—	330,000円	385,700円	419,700円
	高校卒	216,500円	257,500円	311,300円	344,200円	411,000円
技能労務職	高校卒	—	279,100円	261,800円	302,100円	313,800円
	中学卒	—	—	—	294,500円	—

○経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合における採用後の年数

3 職員の手当の状況（平成20年4月1日現在）

(1) 期末・勤勉手当

	期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月	0.75月分
12月期	1.60月	0.75月分
計	3.00月	1.50月分

①1人当たり平均支給額
19年度 期末手当 1,114千円
勤勉手当 549千円
②職制上の段階、職務の等級による加算措置あり

(2) 退職手当

	自己都合	定年	勸奨
勤続20年	23.5月分	30.55月分	32.76月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分
一人当たり平均支給額（H19年度）	12,161千円		

○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%
○退職手当は、県内の市町および一部事務組合で組織する滋賀県市町村職員手当組合の「滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例」に基づき支給
○退職手当1人当たり平均支給額は前年度に退職した職員に支給した平均額である

(3) 時間外勤務手当

平成19年度	総支給額	12,846千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	279千円

(4) 住宅手当

借家・借間（最高限度額）	月額	27,000円
持ち家（新築・購入から5年）	月額	2,500円
H19年度の支給実績		1,933千円
支給職員1人当たり平均支給月額		17,500円
支給職員割合		7.7%

(6) 通勤手当

自動車などの交通用具使用者

距離	月額	距離	月額
2 km 以上5 km 未満	2,000円	5 km 以上10 km 未満	4,100円
10 km 以上15 km 未満	6,500円	15 km 以上20 km 未満	8,900円
20 km 以上25 km 未満	11,300円	25 km 以上30 km 未満	13,700円
30 km 以上35 km 未満	16,100円	35 km 以上40 km 未満	18,500円
40 km 以上45 km 未満	20,900円	45 km 以上50 km 未満	21,800円
50 km 以上55 km 未満	22,700円	55 km 以上60 km 未満	23,600円
60 km 以上	24,500円		

交通機関利用者

1月当たりの運賃が55,000円以下	全額支給
1月当たりの運賃が55,000円を超える	55,000円×支給単位月

H19年度の支給実績	3,830千円
支給職員1人当たり平均支給月額	4,100円
支給職員の割合	74.4%

(7) 管理職手当

支給職員割合	36.8%
支給職員1人当たり平均支給月額	40,600円

○管理職手当は、定められた職階により支給

(8) その他の手当

宿日直手当 1回 4,200円支給

4 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区分	給料・報酬の月額	期末手当
町長	660,000円	6月期 1.60月 12月期 1.75月 計 3.35月
副町長	558,000円	
教育長	530,000円	
議長	285,000円	
副議長	205,000円	
議員	180,000円	

退職手当支給率

町長	43%
副町長	26%
収入役	22%
教育長	20%

※退職手当支給額＝報酬月額×支給率×在職月数

5 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事補・主事	主事	主任	主査	課長補佐	課長主監	
職員数	1人	2人	19人	14人	8人	21人	65人
構成比	1.5%	3.1%	29.2%	21.5%	12.3%	32.3%	100%

○職員給与に関する条例にもとづく行政職給料表の級区分による職員数です。

6 職員数ならびに採用、退職および昇任の状況

(1) 部門別職員数の状況

部門	H19	H20	増減	
一般行政部門	議会	2	2	
	総務企画	26	25	△1
	税務	4	3	△1
	民生	34	33	△1
	衛生	8	9	+1
	労働	1	0	△1
	農林水産	7	7	
	商工	1	1	
	木工	2	3	+1
	小計	85	83	△2
特別行政部門	教育	24	22	△2
	小計	24	22	△2
普通会計計	109	105	△4	
公営企業等 会計部門	水道	3	3	
	下水道	5	4	△1
	その他	5	6	+1
	小計	13	13	
合計	122	118	△4	

(2) 職員の採用・退職者数

	町職員全体
採用	
平成19年4月2日～ 平成20年3月31日	0
平成20年4月1日	2
合計	2
退職	
平成19年4月2日～ 平成20年3月31日	1
平成19年4月1日	5
合計	6

(3) 異動および昇任

	主監	課長級	課長補佐級	主査	主任	一般職員級	合計
異動者数	1	10	4	2	0	7	24
昇格者数	2	1	0	2	0	1	6

7 職員の勤務時間など勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況(20年度)

1週間の勤務時間	40時間		
1日の勤務時間	8時間		
	時間	開始時間	終了時間
勤務時間	—	8:30	17:15
休憩	45分	12:15	13:00

(3) 育児休業の取得状況(平成19年度)

男性	女性	計
0人	2人	2人

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成19年分)

総付与日数	3,461日
総取得日数	977日
対象職員数	89人
平均取得日数	11日
取得率	28.2%

○「対象職員」とは、平成19年1月1日～12月31日までの全期間を在職した一般行政職員で、当該期間の中途に採用された者、退職した者および当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員ならびに派遣職員を除く。

8 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成19年度)

勤務実績がよくない場合	心身に故障のため職務執行に支障がある場合		職に必要な確性を欠く場合		廃職または禍因を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
0	0	0	0	0	0	0	0

イ 休職処分の状況

心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
1	0	0	0

(2) 懲戒処分の状況(平成19年度)

免職	停職	減給	戒告
0	0	4	0

9 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成19年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況は、次のとおりです。
(1) 措置の要求 該当事案なし (2) 不服申立て 0件

10 人材育成に関する状況(平成19年度)

(1) 主な研修の実績等

(ア) 内部研修

名称	目的及び概要	参加人数(延べ人数)
個人情報保護研修	個人情報保護の重要性と取扱いについて	162人
住民共同(自己啓発)研修	町民人権問題学習講座 人権尊重と部落解放をめざす町民のつどい	467人

(イ) 外部研修機関への派遣研修(滋賀県市町村職員研修センター等)

	目的及び概要	参加人数(延べ人数)
一般研修	各階層で必要とされる地方自治の現状と課題の認識、行政執行上の知識・技術の習得、業務執行の意欲の向上および分権時代を担う行政のプロとしての能力、マネジメント能力ならびに政策形成能力の育成	20人
実務研修	実務に携わる担当者対象に、その実務に関する専門的な知識や技術を習得し、その職務遂行能力を高める	1人
研修指導者養成研修	研修の講師養成ならびに研修の推進の核となる職員を養成するとともに、受講する当該職員の資質向上を図る	2人
特別研修	職員の意識改革を図り、さらなるパフォーマンスをめざし、職務執行の実践力を身に付ける。	1人
専門研修	技術職員として必要な専門知識の習得、技術の習得を図り職務遂行能力の向上を図る	3人
	徴収事務職員として必要な専門知識技能の習得を図り、職務遂行能力の向上を図る	1人

11 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況(平成19年度)

名称	対象者	受診者件数	受診率
定期健康診断	全職員	101人	85.6%
生活習慣病予防検診	年齢・性別等により定める職員等	96人	84.2%

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条および職員の互助会に関する条例(昭和43年条例第20号)に実施しています。事業は、財団法人市町村職員互助会、甲良町役場友誼会等に委託しています。財団法人市町村職員互助会および甲良町役場友誼会等は、会員の掛金および町の負担金、補助金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

(H19年度)	甲良町友誼会	財市町村職員互助会
人数	会員 147人	加入 120人
年間町負担補助率	1人 5,000円	本棒×5/1000
年間町負担補助額	735,000円	2,412,363円
会員掛金率	本棒×1/100+1,500円	本棒×5/1000
会員掛金額	7,895,370円	2,412,042円
1人あたり掛金額	53,710円	20,100円

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数

(平成19年度)

	公務災害	通勤災害	計
発生件数	0件	0件	0件



連携

定住自立圏構想への取組

中心の彦根市と周辺の愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町は、国が推進する定住自立圏構想に取り組むこととなりました。

定住自立圏構想は、これまでにない新しい構想であることから、定住自立圏構想とは一体どのようなものなのか、今後どのような取組をしていくのかについて、その概要を紹介します。

定住自立圏構想とは

わが国の地方自治の現状をみると、人口減少時代に突入し、少子高齢化が進展する中で、大都市と比較して地方の活力は確実に低下しているといわれています。

このような状況下で地方圏の市町村が単独で生活基盤の充実などを図っていくことはもはや困難であるとの認識のもと、国が推進する定住自立圏構想は、それぞれの市町村が自主性を尊重しながら、市町村間の連携の仕組みの下で、地域成長力の強化、地域生活基盤の確保、低炭素社会づくりなど、地域の活性化に向けた取組を行うものであり、国の各省が連携してこれを支援することとなっています。

定住自立圏構想を推進する仕組みとしては、人口が5万人以上であることなど、一定の条件を満たす中心市（彦根市）と周辺町（愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）が定住自立圏形成協定を結び、それぞれが連携、役割分担して、例えば、圏域全体（1市4町）の暮らしに必要な都市機能を中心市に集約的に整備し、周辺市町村では農林業の振興や豊かな自然環境の保全を図るといったものです。

なお、定住自立圏構想は、市町村合併を前提としたものではなく、合併に対しては中立の制度と位置づけられています。

1市4町は、ひとつの圏域としてまとまりやすいことから、この構想に取り組むこととし、国から、全国で22箇所の先行的に取り組む団体（先行実施団体）のひとつとして決定されました。

国の支援を受けながら、この圏域の歴史的資産や自然環境、人材、民間活力など特色を活かした一体的なまちづくりを推進していきたいと考えています。

今後の取組

昨年末に、総務省から定住自立圏形成に向けた手続き等を定める「定住自立圏構想推進要綱」や特別交付税など総務省の財政支援措置が公表されましたが、要綱等に基づき、平成21度中に定住自立圏形成協定を締結することをめざして、取組みをしていきたいと考えています。

現在、当圏域で取り組みたい事業として検討しているものを例示しますと、次の4つの事業があげられます。

- ①拠点図書館の整備と周辺図書館との連携
- ②地産地消の推進
- ③公共交通ネットワークの構築
- ④彦根市立病院を核とした医療連携

今後、関係市町が4町と協議を行い、国との連絡調整を図りながら、具体的にどのようなことができるか十分に検討していきます。

町民の皆様には、適宜情報をお伝えし、ご意見も伺ってまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いします。



春

春、間近。まずはお礼から。。。

みなさ～ん！（気づいていた人も気づいていない人も）取材でお世話になりました。できるだけたくさんの人を掲載しようと思いましたが、どうしても掲載できない人が・・・お許しください。

これからもお世話になります！！よろしくね(^_^)v (H20.3～H21.2取材分より)



地域包括
支援センター

65歳以上の高齢者の方へ

介護予防健診を受けましょう！！

「長寿」から「元気で長生き」へ

～「活動的な85歳」をめざして～

日本は、世界トップクラスの長寿国となり、超高齢社会へと進んでいます。これからは、ただ「長寿」をめざすのではなく、できるだけ自立して、住み慣れた地域において、何歳になっても自分らしくいきいきと暮らし、「活動的な85歳」をめざすことが大切です。

心身の老化は防ぐことが可能です！

「老化は仕方がないこと」と考えていませんか？実は最近の研究では、そうではないことが明らかになってきました。高齢者が心身の機能を低下させてしまう最大の原因は、「もう年だから」「おっくうだから」と身の回りのことや家事、外出をしなくなることにあります。

このような生活（生活の不活発）は筋力や意欲を低下させ、やがて寝たきりや認知症などを招くことにつながります。

基本チェックリストで生活機能をチェック！

対象者：要支援・要介護認定をうけていない
65歳以上の全員

対象者には、基本チェックリストを送付させていただきます。基本チェックリストは、生活機能で衰えているところを早めに知り、衰えてしてしまう前に維持・向上のための介護予防に取り組むためにおこないます。基本チェックリストが届いた方は、本人または家族の方が記入の上、必ず提出して下さるようお願いいたします。

※生活機能とは…人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割など示します。

基本チェックリストは、4月13日（月）までに、下記窓口まで持参いただくか、郵送で回答してください。

《回収箱》

- ・保健福祉センター
保健福祉課・地域包括支援センター
- ・長寺センター
- ・呉竹センター
- ・甲良町役場1階
総務課受付窓口

「基本チェックリスト」 甲良町

記入日：平成20年 月 日

氏名	性別	年齢	住所	電話番号			
氏名	性別	年齢	住所	電話番号			
氏名	性別	年齢	住所	電話番号			
項目	質問項目	回答（○を付ける）	点				
1	バスや車などで外出していますか	○ はい 1. いいえ	20				
2	日用品の買い物をしていますか	○ はい 1. いいえ					
3	郵便物の出し入れをしていますか	○ はい 1. いいえ					
4	友人の家に訪ねていますか	○ はい 1. いいえ					
5	家族や友人の相談にのっていますか	○ はい 1. いいえ					
6	掃除をまったりやむをつわらずにやっていますか	○ はい 1. いいえ					
7	椅子に座った状態から立ち上がる時に立ち止まっていますか	○ はい 1. いいえ					
8	15分くらい続けて歩いていますか	○ はい 1. いいえ					
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい 0. いいえ					
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい 0. いいえ					
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい 0. いいえ					
12	身長 cm 体重 kg (BMI)		2				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい 0. いいえ	3				
14	お茶や汁物等で吞むことがありますか	1. はい 0. いいえ					
15	口の渇きが気になりますか	1. はい 0. いいえ					
16	週に1回以上は外出していますか	○ はい 1. いいえ	2				
17	周知の人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい 0. いいえ					
18	自分で電話番号を調べて、電話をかける事をしていますか	○ はい 1. いいえ	3				
20	昨日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい 0. いいえ					
21	「ここ2週間」毎日の生活に充実感がない	1. はい 0. いいえ					
22	「ここ2週間」これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなりましたか	1. はい 0. いいえ	5				
23	「ここ2週間」以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい 0. いいえ					
24	「ここ2週間」自分が寝に立つ人間だと思えない	1. はい 0. いいえ					
25	「ここ2週間」わけもなく疲れたような感じがする	1. はい 0. いいえ					
計	運動量	栄養	口腔機能	認知症	うつ	生活機能	
計	/5	/2	/3	/2	/3	/5	/20



★一般高齢者介護予防事業

★転倒予防教室のお知らせ★

対象者：おおむね65歳以上の方で、体力の低下・運動不足を感じている方。運動を通じて、健康維持につとめたいと考えておられる方。

3月の転倒予防教室のテーマは「体力測定と修了式」です。

開催日：6日（金）・13日（金）
13:30～15:00

場所：保健福祉センター 1階 多目的研修室

参加費：1回 200円（送迎を希望される方は、1回100円で利用できます）

※参加を希望される方は、事前に地域包括支援センターまでお問い合わせください。

～一般高齢者介護予防教室～

介護予防の柱には大きく分けると、①転倒予防 ②認知症の予防 ③口腔機能の向上 の3つの柱があります。地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんの介護予防のための出前講座を行っています。



湖東地域リハビリテーション広域支援センターの講師の先生
（転倒予防について・認知症予防について）



口腔機能について
歯科衛生士さんより講義

認知症

安心して暮らせるまちづくり（2月14日）

保健福祉センターで、認知症を地域全体のこととして捉える機会にしよう『住み慣れた地域の中で認知症になっても安心して暮らせるまちづくり』をテーマとしたシンポジウムが開催されました。

第1部では、尼子区『よっといで』田中重弘さんと池寺区『ひだまりの会』村岸千鶴子さんから、地域に密着した実践報告がされました。

第2部では、「認知症になったら、こんな時不安・・・」と題した手作りの寸劇や「～そんな時、私にもできること～」をテーマにしたワークショップ参加型話し合いも行われ、地域の人ができること、さらに何をすべきなのかを考えるいい機会になりました。

「ワークショップとは」・・・参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルのこと。



ワークショップ風景



実践報告をする2人



寸劇を熱演する甲良町キャラバンメイト

※介護予防事業などに関するお問い合わせは、地域包括支援センター ☎38-5161 まで

平成21年度 甲良町乳幼児健診カレンダー

健診はお子さんの成長を知る大切なものですから、必ず受けるようにしましょう。
対象の月にこられなかった方は、翌月の健診日にお越しください。
☆健康診査に関するお問い合わせは
甲良町保健福祉センター ☎38-3314まで

	4か月健診 BCG予防接種	中期離乳食教 (試食があります)	10か月健診
受付時間	13:00~13:30	9:00~9:30	13:30~14:00
持ち物	母子手帳・質問票 BCG予防診票	母子手帳・質問票	母子手帳・質問票
平成20年 6月生			4月28日(火)
7月生			5月29日(金)
8月生		4月 8日(水)	6月30日(火)
9月生		4月 8日(水)	7月31日(金)
10月生		6月10日(水)	8月28日(金)
11月生		6月10日(水)	9月30日(水)
12月生	4月28日(火)	8月12日(水)	10月30日(金)
平成21年 1月生	5月29日(金)	8月12日(水)	11月30日(月)
2月生	6月30日(火)	10月14日(水)	12月21日(月)
3月生	7月31日(金)	10月14日(水)	22年 1月29日(金)
4月生	8月28日(金)	12月 9日(水)	2月23日(火)
5月生	9月30日(水)	12月 9日(水)	3月23日(火)
6月生	10月30日(金)	22年 2月10日(水)	
7月生	11月30日(月)	2月10日(水)	
8月生	12月21日(月)		
9月生	22年 1月29日(金)		
10月生	2月23日(火)		
11月生	3月23日(火)		

実施場所：甲良町保健福祉センター

※日程については、変わることがありますので広報こうらをご確認のうえ、お越しください。



1年間大切に保管してね!



	1歳6ヶ月健診	2歳6ヶ月健診	3歳6ヶ月健診 (視力検査・検尿を実施します)														
受付時間	13:00~13:30	9:30~10:00	13:00~14:00														
持ち物	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ														
平成18年9月生		5月14日(木)	平成17年9月生 4月1日(水)														
10月生		5月14日(木)	10月生 4月1日(水)														
11月生		7月16日(木)	11月生 6月3日(水)														
12月生		7月16日(木)	12月生 6月3日(水)														
平成19年1月生		9月17日(木)	平成18年1月生 8月5日(水)														
2月生		9月17日(木)	2月生 8月5日(水)														
3月生		11月19日(木)	3月生 10月7日(水)														
4月生		11月19日(木)	4月生 10月7日(水)														
5月生		22年1月21日(木)	5月生 12月2日(水)														
6月生		1月21日(木)	6月生 12月2日(水)														
7月生		3月18日(木)	7月生 22年2月3日(水)														
8月生		3月18日(木)	8月生 2月3日(水)														
9月生	4月15日(水)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">子育て相談 毎月第1火曜日 9時30分~11時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月 7日(火)</td> <td>10月 6日(火)</td> </tr> <tr> <td>5月 8日(金)</td> <td>11月10日(火)</td> </tr> <tr> <td>6月 2日(火)</td> <td>12月 1日(火)</td> </tr> <tr> <td>7月 7日(火)</td> <td>平成22年 1月 5日(火)</td> </tr> <tr> <td>8月 4日(火)</td> <td>2月 2日(火)</td> </tr> <tr> <td>9月 1日(火)</td> <td>3月 2日(火)</td> </tr> </tbody> </table>	子育て相談 毎月第1火曜日 9時30分~11時		4月 7日(火)	10月 6日(火)	5月 8日(金)	11月10日(火)	6月 2日(火)	12月 1日(火)	7月 7日(火)	平成22年 1月 5日(火)	8月 4日(火)	2月 2日(火)	9月 1日(火)	3月 2日(火)
子育て相談 毎月第1火曜日 9時30分~11時																	
4月 7日(火)	10月 6日(火)																
5月 8日(金)	11月10日(火)																
6月 2日(火)	12月 1日(火)																
7月 7日(火)	平成22年 1月 5日(火)																
8月 4日(火)	2月 2日(火)																
9月 1日(火)	3月 2日(火)																
10月生	4月15日(水)																
11月生	6月17日(水)																
12月生	6月17日(水)																
平成20年1月生	8月19日(水)																
2月生	8月19日(水)																
3月生	10月21日(水)																
4月生	10月21日(水)																
5月生	12月16日(水)																
6月生	12月16日(水)																
7月生	22年2月17日(水)																
8月生	2月17日(水)																



浄化槽

浄化槽の法定検査を必ず受検しましょう！

浄化槽の状態が正常でないと、放流先の水路などが汚染される場合があります。浄化槽が本来の機能を発揮しているかを確認するために、毎年1回法定検査（11条検査）を受けなければなりません。

検査を実施する機関は（社）滋賀県生活環境事業協会で、検査費用は20人槽以下の場合5,000円です。

浄化槽は日々の維持管理が大切です。法定検査は必ず受検しましょう。

法定検査の実施機関
滋賀県知事指定検査機関 社団法人滋賀県生活環境事業協会
TEL077-554-9271 FAX077-554-9293

問合先
甲良町総務課
TEL38-5063 FAX38-5072
県庁循環社会推進課
TEL077-528-3474 FAX077-528-4845

ゴミ

平成21年度のゴミの出し方！

【注意事項】

- 東学区の燃えるゴミの収集日が一括して基本月曜日となります。お間違いのないように！ 燃えないゴミ等その他は今までどおりです。

平成21年度のゴミカレンダーは、3月中旬に配布予定です。

これまで			➡	平成21年度		
長寺西	➡	月曜日		東学区全域	➡	月曜日
長寺西以外	➡	火曜日				

- 7月・8月の燃えるゴミの収集は、昨年度と同様に基本週2回となります。ゴミカレンダーを確認のうえお間違いのないようにお願いします。
- 平成21年度は5月の連休と、9月にも連休があります。年末年始や祝日の前後と併せて収集日が変則になります。ゴミカレンダーを確認のうえお間違いのないようにお願いします。
- ゴミカレンダーは、よく目立つところに貼り付けて、収集日の確認をお願いします。
- ゴミは、しっかりと分別して指定日・指定の場所へ午前8時までにお願いします。
- 指定日以外のゴミ・指定の袋に入っていないゴミ・収集後に出されたゴミは、収集されません。
- 「ゴミカレンダー」「ごみの分別と出し方」は、町ホームページに常時掲載しています。

確定申告

要介護認定者の障害者控除について

介護保険において要介護認定を受けている65歳以上の高齢者の方で一定の要件に該当した場合には、障害者控除対象者として認定され、所得税法上および地方税法上の障害者控除の適用が受けられます。確定申告において控除を受けられる場合には、「障害者控除対象者認定書」の提示が必要です。認定書の発行および詳しいことについては保健福祉課介護グループまでお問合せください。

【問合先】 保健福祉課 介護グループ ☎38-5161

お知らせ

心身障害者（児）医療費補助のお知らせ

現在、甲良町では身体障害者手帳（3級から6級）または療育手帳をお持ちの方に、医療費の一部補助を行っています。

- 対象者：身体障害者手帳（3級から6級）または療育手帳をお持ちの方。
- 補助金額：保険診療に伴う医療費の1ヶ月間の窓口負担額から5,000円を控除して得た額の1/2を補助します。ただし、町県民税非課税世帯（扶養義務者を含む）の方は、対象となる医療費の1/2を補助します。
- 対象とならない医療費
 - ・健康保険より払い戻しを受けた医療費（高額療養費、保険給付金等）
 - ・健康保険の対象とならない医療費（オムツ代・部屋代・文書代等）
 - ・個人負担金（入院時の食事代、薬剤の一部負担金等）
 - ・他の制度により医療費の払い戻しを受けられるもの

○ 所得制限限度額

扶養人数	本人所得	扶養義務者所得
0人	1,595,000	6,287,000
1人	1,975,000	6,536,000
2人	2,355,000	6,749,000
3人	2,735,000	6,962,000
4人	3,115,000	7,175,000
5人	3,495,000	7,388,000



平成20年8月から平成21年7月までの間に受けた医療費については平成20年度の所得で判定します。

- 対象となられる方は、1ヶ月分の領収書をまとめて、翌月の25日までに申請してください。補助の対象となる医療費は当該年度（4月から3月）の診療分となります。

注意：平成20年4月から平成21年3月診療分は平成21年4月24日までに申請してください。期限を過ぎますと、お支払いできません。

申請時に必要なもの

- ・身体障害者手帳、または療育手帳 ・健康保険証
- ・心身障害者医療費補助交付申請書《保健福祉課にあります》
- ・領収書（コピーでも可能ですが、申請時に原本も一緒に持ってきてください。）
- ・印鑑 ・振込先のわかるもの（郵便局は対応できません）

- 申請受付場所：保健福祉センター1階 保健福祉課 福祉グループ（電話 38-5151）

お知らせ

福祉用具展示会

障害者や高齢者がその人らしい生活を送るための福祉用具の正しい知識と活用方法を学んでみませんか？

日 時：3月14日（土） 10:00～16:00
場 所：彦根市立病院医療情報センター
内 容：①福祉用具の展示
②福祉用具の体験
③ミニ講座
④自助具製作ボランティア製作の自助具の展示
参加費：無料

お問い合わせ先：詳しくは地域包括支援センター（☎：38-5161）まで
～たくさんの方のお越しをおまちしています～

図書館

『こんな本もあります!』シリーズ⑩

図書館にある本を「こんな本もあります!」と様々なテーマに沿って紹介してきましたが、今月が最終回となります。今回は『卒業』というテーマで紹介したいと思います。言葉通り高校・大学を卒業して一人暮らしを始めるあなたに!そして、何かから「卒業したい!」と思っているあなたに!

①『卒業 part 2』

チャールズ・ウエップ / 著 白夜書房
ダスティン・ホフマン扮するベンジャミンがキャサリン・ロス扮する恋人のエレインを結婚式場から盗み出し、通りかかったバスに飛び乗る…。映画「卒業」のラストシーンは有名ですが、この話に続きがあったのをご存知ですか?

卒業 Part 2
ダスティン・ホフマン扮するベンジャミンがキャサリン・ロス扮する恋人のエレインを結婚式場から盗み出し、通りかかったバスに飛び乗る…。映画「卒業」のラストシーンは有名ですが、この話に続きがあったのをご存知ですか?

⑤『ステップアップ 離乳食』

小池澄子 / 編 学習研究社
赤ちゃんも生まれて5ヶ月もすれば、母乳・ミルクのみの時期を卒業し離乳食に!

初めの一口から離乳食の進めかた&レシピをわかりやすく解説。

②『貯める!』

氏家祥美 / 監修 主婦の友社
収入アップが望めない今だからこそ貯蓄が大事!「貯められない」を卒業して、貯金0円からのお金持ち入門!マンガ、表でわかりやすいよ!!

⑥『今度こそ絶対! 続けるコツ』

志賀内 康弘 / 著 明日香出版
チャレンジが成功するかないかの分れ道は、初心を持ち続けられるかどうか。さあ、あなたも「三白坊主」を卒業して今年こそなりたい自分になってみよう!

③『お洋服スッカリ 収納BOOK』

小野千賀子 / 著 成美堂出版
手持ちの衣類を徹底チェックして、捨てられない自分を卒業しませんか?もちろん、お家もスッカリ!

⑦『ひとり暮らし NAVI シリーズ』

主婦と生活社
「ラク家事」「簡単!自炊」「賢い節約」の3冊。豊富なカラー写真やイラストで、ひとり暮らしに必要な、家計管理、掃除、洗濯、炊事のコツが一目でわかる!

④『リセット タバコ無用のパラダイス』

磯村毅 / 著 幻冬舎
喫煙者はますます肩身が狭くなる今日この頃。自分や家族の健康のためにタバコをやめようかなと思っている人、必見です!

⑧『女性のための 生活安全作法』

谷山悌三 / 著 文芸社
かつては世界一安全といわれた日本も、最近では…親元を離れ一人暮らしを始める人、様々な「暴力=犯罪」から「知力=安全作法」で身を守るノウハウを分かりやすく伝授!

3月の催し物

人形劇(京芸) うえだぼんたの『みち草劇場』
3月7日(土) 11:00~
絵本でおなじみの『たまごにいちちゃん』『こなたのおつかい』の2作。

お母さんお父さんのための絵本教室
3月11日(水) 14:30~
読み聞かせにおすすめの本など、テーマに沿って紹介します。

おはなし会
3月14日(土) 14:00~
大型紙芝居や絵本の読み聞かせをします。みんなで来てね!

子ども映画会 『となりのトトロ』
宮崎駿 監督作品

3月28日(土) 14:00~
田舎に引っ越したサツキとメイ。ある日二人は、大きな袋にドングリをいっぱい詰めたとぬきのようにフクロウのようで、クマのような変ないきものに出会います。なんとなく懐かしくて心が温くなる"トトロ"の世界を大画面でお楽しみください!

名作映画会 『アチャコの青春手帖 東京篇』
3月29日(日) 14:00~
長沖一原作 主演:花菱アチャコ、大泉滉、堺駿二他
1952年に大ヒットしたラジオドラマ『アチャコ青春手帖』の映画化第一弾!
落第大学生アチャコは、お金もないし好きな彼女ともうまくいかないし、落ち込む毎日。

そんな時、コルセット会社の女社長の秘書という割りの良い仕事にありつくのですが…。

☆☆☆お知らせ☆☆☆
3月8日(日)から29日(日)まで、正楽寺・若林清太郎さんの切り絵展を開催いたします。入場は無料です。是非お越しください!

3月						
月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

誕生日

天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



おおの そうだい
大野 颯大ちゃん
3月4日生(法養寺)



こばやし りりあ
小林 琉愛ちゃん
3月6日生(池寺)



はまの みく
濱野 未来ちゃん
3月17日生(小川原)



やまもと けんし
山本 拳士ちゃん
3月21日生(小川原)



ふくい そうま
福井 爽真ちゃん
3月31日生(横関)

平成21年5月号『天使のほほえみ』への掲載希望(H20年5月生のお子さん)の方は、3月30日(月)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さんの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。問合先 総務課 ☎ 38-5061 保健福祉センター(保健師) ☎ 38-3314

医療

子どもの救急対応



すぐ受診するか迷ったら…

- 小児科学会こどもの救急に関するホームページ <http://www.kodomo-qq.jp/> をお勧めします。
- 小児救急電話相談(小児科医師による相談) 短縮ダイヤル #8000 または 077-524-7856 相談日:土曜・日曜・祝日 年末年始(12/29から1/3) 相談時間:午後6時から午後11時 対象年齢:15歳以下の小児の急病に関する相談

- たばこを誤って口にした場合(通話料のみ、365日24時間対応) たばこ誤飲専用 072-726-9922
- 薬品などを飲んだ場合 中毒110番 大阪 072-727-2499(24時間対応) つくば 029-852-9999(9時~21時対応) ※つながりにくい場合もあります。どうしてもつながらず、お困りの場合は、彦根市立病院(代)22-6050へお問い合わせください。

夜間・休日の医療機関の情報

医療情報案内 0749-23-3799
滋賀県救急医療情報ネット <http://www.shiga.qq-net.jp/>



彦根休日急病診療所

住 所:彦根市平田町670
電 話:0749-22-1119
診療日:日曜・祝日
年末年始(12/29から1/3)
診療時間:午前10時から午後7時(受付は午後6時30分)

子育て支援
センター

ほっと館

だれもがホッとできる場所と、ホットな情報発信地、
そして、子育て真っ最中の人たちをほっとかん！

豆まき体験！ 第3回 ほっとフェスタ



2月3日(火)、鬼剣舞と題する狂言を交えて節分のつどいをしました。節分の話の聞いたり、鬼の面を作って楽しんだ後、みんなで豆まきをしました。

太鼓の音とともに鬼が登場すると子どもたちはびっくり！とたんに泣き出す子や力強く豆をまく子と反応はさまざまでした。みんなで声を揃えて鬼を追い払い、ホッと一息ついた後は、好きなおもちゃで遊んだり、自然酵母で作ったパンを食べてくつろいだ表情になっていました。

今年度最後の「ほっとフェスタ」でしたが、また、来年度も楽しい企画をお届けしたいと思いますので、みなさんのご意見をお待ちしております。

また、いろいろな場面でご協力いただきましたボランティアのみなさまには、ありがとうございました。



中日新聞社提供



リフレッシュ講座のお知らせ

2回目の「ヨガ」開催します。
町内にお住まいの子育て中の方
ならどなたでも参加できますので
お申し込みください。

日時 3月13日(金)
10時～11時30分
場所 公民館 2階
多目的ホール

3月のサークルひろば

サークル名	実施日	時間	場所
あおぞら	6日(木) 19日(月)	9:30～11:30	保健福祉センター
ひまわり	13日(金) 27日(金)	10:00～11:30	呉竹センター

※サークルに参加される方は、お茶をご持参ください。
当日の参加も歓迎します。

4月のサークルひろば(予定)

サークル名	実施日	時間	場所
あおぞら	13日(月) 23日(木)	9:30～11:30	保健福祉センター

【問合先】 子育て支援センター(ほっと館) ☎38-8003 FAX38-3400



サワディーカー SAWASDEE KAA タツサニーヤーです

サワディーカー

皆さん、去年の甲良町の夏祭りと人権フェスタを覚えておられますか？参加されました？夏祭りとお人権フェスタの時には「タイ舞踊」が披露されましたね。タイ舞踊は日本舞踊と違いますね。タイは衣装が派手で手の動作が特徴的です。今年、町の図書館からタイの音楽会を皆さんに紹介できればと相談がありました。そうですね。タイの楽器を皆さんに紹介できたら、とても面白いですねと話が盛り上がりました。

<そこでタイ音楽と舞踊のつどいが開催されました>

2月1日11時から図書館2階の畳の部屋で行いました。最初に滋賀大学に研修生として来たタツサニーヤさんはタイの楽器「キム」を演奏してくれました。「キム」という楽器の由来は、中国から来たものですが、タイ人はタイの楽器の一つとして加工しました。音は迫力がありますが、とても優しく聞こえます。

タツサニーヤさんは6つの曲が紹介されました。例えば、タイの燈籠流しの歌や悲しい恋の歌などです。その中に、タイの象さんの歌がありました。タイの楽器を聞きながら、会場の皆さんと一緒にタイの象さんの歌を歌いました。皆さんはタイ語がとても上手でしたね。その後、「キム」の演奏体験もしていただきました。

そして、タイ舞踊も行われ、安田ジュラーラットさんはタイのお祝いの時の歌でタイ舞踊を見せてくれました。衣装はやはり派手ですね。ジュラーラットさんは簡単な舞踊のやり方も教えてくれました。甲良町の皆さんも一緒にやりましたね。

楽器演奏や舞踊が終わった後、記念としてタイの衣装を着て、記念写真を撮っていただきました。見事にタイ人に大変身です。みなさん、良く似合っていましたね。音楽というのは不思議で異なる国の異なる文化の人でも言葉が違っても心に通じるものですね。

では、ポッカン マイ ナ カー
(また 会いましょうね。)



タイ人に変身



タイの女の子になりました！



美人ばっかり！



「キム」の演奏体験



ジュラーラットさんとタイ舞踊



タツサニーヤさんと「キム」の演奏。



タイの挨拶で始まりました。



甲良町の皆さんはタイ舞踊体験



皆さんにタイからのお土産

交通安全 交通ルール・マナーを守りましょう

平成
21年

新入学（園）児の 交通事故防止運動

期間 3月15日（日）～4月15日（水）

運動の
重点

- ①新入学（園）児に対する交通安全教育・指導の徹底
- ②子どもを守る安全運転の励行
- ③通学・通園路の安全確保の推進

子どもを交通事故から守るために おとうさん、おかあさんへ

- ①いっしょに通学路を歩いてみましょう！
- ②止まる・見る・待つ を習慣に！
- ③余裕をもって、送り出してあげましょう！



平成21年度期間を定めて実施する運動

春の全国交通安全運動	4月 6日（月）～ 4月15日（水）
夏の交通安全県民運動	7月15日（水）～ 7月24日（金）
秋の全国交通安全運動	9月21日（月）～ 9月30日（水）
年末の交通安全県民運動	12月 1日（火）～12月31日（木）
新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動	H22年3月15日（月）～4月15日（木）

違法・迷惑駐車を追放しましょう！

違法・迷惑駐車は、円滑な交通を妨げ、渋滞の原因になります。

それだけではなく、火災や傷病人が発生した場合の救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。

駐（停）車禁止場所への駐（停）車はもちろん、禁止場所でなくても、道路を車庫代わりに使用するなど、道路への長時間駐車はやめましょう。

そして、地域ぐるみで違法・迷惑駐車をなくしましょう。

防災 消防署だより 犬上分署（☎38-3130）

「意識を失った人の応急手当」

誰かが突然倒れるところを目撃したり、倒れているところ発見した場合は、その人の反応を確認します。ただし、傷病者に近寄る前に周囲を見渡して安全であることを確認する必要があります。

〈意識の確認〉

- ・傷病者の肩をやさしく叩きながら大きい声で呼びかけます。
- ・目を開けるか、何らかの返答がある、または目的をもった仕草が認められない場合は「反応なし」です。
- ・突然の心停止が起こった直後には引きつような動き（けいれん）や、しゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸（あえぎ呼吸）が見られる事がありますが、これらは「目的をもった仕草」とはいえません。
- ・反応（意識）があれば傷病者の訴えを聞き必要な応急手当を行います。
- ・反応がなければ大きな声で助けを求め、協力者が来たらその人に119番通報を依頼します。また、近くにAED（自動体外式除細動器）があればそれを持ってこようように頼みます。
- ・協力者が誰も居ない場合には自分で119番通報することを優先します。

〈空気の通り道を確保する〉

- ・傷病者を仰向けに寝かせ空気の通り道を確保します。
意識がなくなると、あごや舌の筋肉が緩み舌の付け根がのどに落ち込んで、空気の通り道を塞いでしまいます。また、口の中に食べた物や、吐いた物などがあると、空気の通り道を塞いでしまいます。
- ・傷病者を仰向けに寝かせ、右手の指先を傷病者のあご先（骨のある硬い部分）に当て、左手を額に当てます。そして、あご先を持ち上げるようにしながら、額を静かに後方に押し下げようようにして頭を後ろに反らせます。

〈呼吸の確認〉

- ・傷病者が普段どおりの息（正常な呼吸）をしているかを確認します。
○ 胸や腹部の上がり下がりを見る ○ 息の音を聞く ○ 頬で息を感じる

〈普段どおりの息（正常な呼吸）がある場合〉

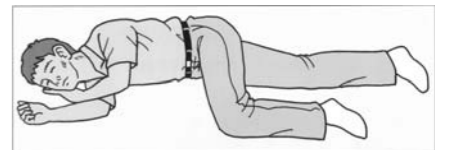
- ・反応（意識）はないが普段どおりの息（正常な呼吸）をしていれば、空気の通り道の確保を続け救急隊の到着を待つ。
- ・吐物等による窒息の危険があるか、やむを得ずその場を離れる時は回復体位にする。

〈回復体位〉

- ・傷病者を横向きに寝かせ下あごを前に出し、両肘を曲げ上側の手の甲に傷病者の顔をのせる。
さらに上側の膝を約90°曲げて、傷病者が後ろに倒れないようにする。
- ・意識のない傷病者や、嘔吐している傷病者の空気の通り道を確保するのに適している。
- ・正常な呼吸をしていることが条件である。

〈普段どおりの息（正常な呼吸）がない場合〉

- ・心肺蘇生法の手順に進みます。
- ・空気の通り道を確保したまま、額に当てた手の親指と人差し指で鼻をつまむ。
- ・口を大きく開けて傷病者の口を覆い、息を1秒かけて吹き込みます。
傷病者の胸が上がる程度吹き込む。
- ・いったん口を離し、同じ要領でもう1回吹き込みます。
- ・人工呼吸がためられる場合は省略し、胸骨圧迫（心臓マッサージ）のみ行います。
- ・胸の真ん中に片方の手の付け根を置き、他方の手をその上に重ねる。
肘をまっすぐに伸ばして手の付け根の部分に体重をかけ、傷病者の胸が4～5cm沈むほど強く圧迫する。
1分間に100回のテンポで30回連続して絶え間なく圧迫する。
- ・胸骨圧迫を30回行った後に、人工呼吸2回を行う。
- ・この胸骨圧迫と人工呼吸（30対2）を救急隊に引継ぐまで絶え間なく行う。
- ・協力者が居る場合は、2分間程度を目安に交代する。
- ・AEDが到着したらAEDを準備する。



年金 シリーズ 国民年金

1. こんなときにはこんな手続きを!

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。次のいずれかに該当するときは、市役所・町役場の国民年金担当課(係)または社会保険事務所への手続きが必要です。

届出を忘れて、保険料を納めていないと、将来に受給する年金額が少なくなったり、年金そのものが受給できない場合があります。ご注意ください。

- 20歳になったとき(誕生日の前日)
…会社員(厚生年金の加入者)、公務員(共済年金の加入者)等を除きます。
- 会社等を退職したとき
…被扶養配偶者がいる場合は配偶者の方の届出も必要です。
- 第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき
…収入が増えたとき、離婚したとき等
- 住所、氏名が変更になったとき

彦根社会保険事務所 ☎0749-23-1114 役場1階総務課 ☎38-5063

お知らせ あなたの就職・転職をサポートします!

昨今の経済情勢の悪化を受け、派遣社員の解雇、雇い止めなどが問題となっているなか、甲良町においても職をお探しの方や相談を希望される方があろうかと思えます。

甲良町においては、長寺、呉竹両センターに就労相談を担当する職員を配置しており、長寺センターは東学区、呉竹センターは西学区の雇用に関する拠点となっていますので、お気軽にご相談ください。(相談内容の秘密は守られます)

- * 就職するためのいろいろな制度(雇用保険や資格等)について聞くことができます。
- * ハローワークをはじめ各種機関と連携して、就職や仕事に関する悩みの解決などをサポートします。
- * 両センターと役場産業振興課に、彦根職業安定所と東近江職業安定所発行の求人情報誌を置いてありますので、就職活動にご活用ください。

長寺地域総合センター ☎38-3148 【担当】 福原
呉竹地域総合センター ☎25-1736 【担当】 山田

滋賀県では、労働者や事業主の方が、労働に関する悩みごとについて相談できるよう、草津市に労働相談所を設置しています。

ご相談は、**通話料無料**の「労働相談所ダイヤル 0120-967164」をご利用ください。

相談時間 月曜～金曜(平日) 午前10時～午後8時
月曜～金曜(祝日) 午後5時～午後8時
土曜・日曜 午前10時～午後4時

ひとのうごき

()内は前月との比較 H21年2月1日現在

	総人口		0~15歳未満	15歳以上~65歳未満	65歳以上
男	3,835	(+ 6)	552	2,489	794
女	4,205	(+ 6)	554	2,489	1,162
合計	8,040	(+12)	1,106	4,978	1,956
世帯数	2,451	(+ 7)	①÷②=高齢化率24.3% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

パスポートセンターよりお知らせ

3月2日の旅券の申請手続から郵便はがきと印鑑は不要になります。ただし、申請者の本人確認書類として、印鑑登録証明書をお持ちの場合は実印もあわせてご持参ください。
滋賀県パスポートセンター
077-527-3323

プール & お風呂

温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://www.izumi21.co.jp/koura/indexpage.htm>

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 休館日	4 教室日	5	6 教室日	7 教室日
8	9	10 休館日	11 教室日	12	13 教室日	14 教室日
15	16	17 休館日	18 教室日	19	20 教室日	21 教室日
22	23	24 休館日	25 教室日	26	27 教室日	28 教室日
29	30	31 休館日				

4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1 教室日	2	3 教室日	4 教室日
5	6	7 休館日	8 教室日	9	10 教室日	11 教室日
12	13	14 休館日	15 教室日	16	17 教室日	18 教室日
19	20	21 休館日	22 教室日	23	24 教室日	25 教室日
26	27	28 休館日	29	30		

■休館日

温水プール一般開放

時間 13時～21時(日曜日は20時まで)
※保護者同伴でない中学生以下は19時まで
入場料 大人 500円
中人 300円(中学生)
小人 200円(5歳～小学生)
※4歳以下は無料です
※障害者手帳をお持ちの方と、介助者1人は上記入場料の半額です。

香良の湯

受付時間 12時45分～20時(20時30分には閉場)
入浴料 大人 250円(中学生以上)
小人 150円(小学生)
※障害者手帳等をお持ちの方は割引があります。

シルバーデイ

金曜日は、甲良町内にお住まいの65歳以上の方に限り、無料になります。
※確認をさせていただきますので、ご協力をお願い致します。

問合先 温水プール・香良の湯 ☎38-5155

せせらぎ農産物直売所

<営業日時>
毎週木曜日～日曜日 9時～12時
<電話番号> ☎38-2744
スタンプカード(500円=1点)で20点集めた方へ素敵なプレゼントを進呈中
水と土と太陽の恵み

行政相談日(第1火曜日)

3月3日(火) 10時から12時
保健福祉センター2階相談室

納付のお知らせ 税務課 38-5064

税目	期別	納期限
国民健康保険税	第10期	3月31日

- 納期限までに納めましょう。
納期限までに納付されない場合は、督促手数料や延滞金が増加されることとなります。
- 口座振替の方は預貯金残高の確認をお願いします。

窓口業務時間の延長日は3月13日(金) / 27日(金)

午後7時まで窓口業務を延長します。

業務内容

- ①住民票の写しの交付
 - ②戸籍抄本・謄本の交付
 - ③印鑑登録
 - ④印鑑証明の交付
 - ⑤外国人登録原票記載事項証明書の交付
- 本人確認ができるもの(例 免許証・パスポート・外国人登録証・顔写真入り住基カードなど)をご持参ください。

閉庁時間帯(休日・時間外)の受付について

閉庁時間帯(休日・時間外)は住民票等の異動事務(転出・転入・転居等)及び、証明発行業務(戸籍・住民票・印鑑証明等)は受付できませんので、ご注意ください。
戸籍の届出(婚姻・離婚・出生・死亡等)は閉庁時間帯でも届出できますが、関連する手続きに後日再度来庁頂くことがありますのでよろしくお願致します。

問合先 総務課(役場1階) 住民グループ ☎38-5063

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

3月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
乳児健診4ヶ月及びBCG予防接種	30日(月)	13:00~13:30	H20年11月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10ヶ月	30日(月)	13:30~14:00	H20年5月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)

4月前半分(会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
3歳6ヶ月児健診	1日(水)	13:00~14:00	H17年9月、10月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
子育て相談	7日(火)	9:30~11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する 相談を行います	母子手帳
1歳6ヶ月児健診	15日(水)	13:00~13:30	H19年9月、10月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
ポリオ予防接種 (1回目)	7日(火)	13:15~14:00	H20年10月31日以前に生まれた7歳6 ヶ月未満の児で2回接種できていない児	予診票・母子手帳

■ 問合先 保健福祉センター保健グループ(保健師) ☎ 38-3314 / 38-5151 ■

2009年(平成21年)3月号
通巻第352号

発行/甲良町総務課

〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町在土 353-1

TEL. 0749-38-5061

FAX. 0749-38-5072

E-mail/somuka@town.koura.shiga.jp

甲良の風景

甲良町図書館の階段

旧東小学校・校舎で大昔に私も
お世話になりました。

この階段の手すりも一生懸命雑
巾がけした思い出があります。そ
の時はポロッチい校舎なんて不心
得な事も思っていました。なぜ
か今は懐かしい。年なのかなあ～

